

## 第9章 流通への要請

---

### ◎ 本章のポイント

米国も他の国同様に「食」の安全性向上についてのニーズが高まっている。そのため、製造者も輸入者も、このようなニーズを満たす必要が近年さらに高まっている。

本章は、以下の2つの項目で構成している。

- I. 食品の安全性へのニーズ
- II. 流通（輸送）に求められるニーズ

- I. 食品の安全性へのニーズ

ここでは、近年の安全性ニーズの高まりと、それへの対応について述べている。

- II. 流通（輸送）に求められるニーズ

ここでは、特に流通面に焦点を絞っている。

米国の「食」への安全性ニーズは高まっており、米国とビジネスをしようとする場合、この機運を理解しておく必要がある。

## I. 食品の安全性へのニーズ

米国においても、食の安全性のニーズが高まっている。そのために、ウォルマートに代表される大手小売業は自社扱い商品の品質基準を高め、それに沿った商品を仕入れようとしている。また、生産者にとってもいままで、大手小売店にいかに入ることができるか（棚をもらうか）で努力を重ねてきたが、有機野菜なら付加価値が高く売れるというので、利益率の高い有機食品の製造に拍車がかかっている。生産側や流通側が有機農産物に転換をしている背景には、消費者の「オーガニック食品ブーム」が存在する。その代表的トレンドが近年急速に増えている健康と環境に関心が高い「LOHAS 消費者層」（Lifestyles of Health and Sustainability）の台頭である。LOHASとは「健康と持続可能性を重視するライフスタイル」の意味で、健康や環境問題に関心の高い人々のライフスタイルとされ、食事も体によいオーガニックで環境に配慮したものを好む傾向にある。彼らの消費生活が注目され、その嗜好がマーケット全体に影響を与えていることは無視できない。

海外にある輸出者にとって、このようなトレンドのもとで製品を提供するためには、製品が安全に作られ、消費者に届けられるシステムが整えられている必要がある。国内の食品を扱う施設は食品医薬品局に登録する必要があり、同様の規制が米国向けの製品を扱う外国施設にも求められるようになり、国内施設同様の要件を満たす必要がある。国外施設の場合、1つの海外工場で加工した後に、さらに別の工場で加工した場合には後者の工場が登録される必要がある。その後者の施設がラベル貼りなどの単純な最低限なものしか行わない場合は、その前工程の施設も登録が必要である。最終生産者が作ったものを保管、包装する施設も登録が必要となる。

【表 9 - 1】食品医薬品局の登録が必要な施設

該当	非該当
ダイエット補助食品、その成分	食品に触れる物質 農薬
幼児処方品	
飲料	
野菜・果実	
魚類・シーフード	
乳製品・貝の卵	
食品や食品原料になる農製品	
缶詰・冷凍もの	
ベーカリー、スナック食品、キャンディー	
生きている動物性食物	
えさやペットフード	

出所：米国食品医薬品局、*What you need to know about Registration of Food Facilities*

## 必要情報

- 施設名称、住所、電話番号、緊急連絡先
- 子会社等の場合は親会社の名称、住所、電話番号
- 施設所有者、運営者、あるいはエージェントの連絡先（電話やeメール）
- 施設で作る製品のすべての材料供給者と製品の搬出先
- 製造される製品の種類
- 米国の代理者の名前、住所、連絡先、また緊急連絡先
- 上記情報が正しいものであることの宣誓

出所：米国食品医薬品局 *What you need to know about Registration of Food Facilities*

また、このような施設は、HACCP等の認証により、安全なオペレーションがなされていることを証明する需要が増えてきている。ジュースや水産物といったものは品目としてHACCP基準を定めている。日系企業の場合は小規模事業者の多くはこの認証を受けていないので、輸出が不可能になっている。

## II. 流通（輸送）に求められるニーズ

輸送業者や最終製品を詰め込む作業員に対しては、安全性の観点から以下のような「記録」義務がある。

### 1) 荷受した貨物の直近の前工程（輸送は除く）の情報を明確化する

- ・ 名称、住所、連絡先（電話、ファックス、eメール等）
- ・ 商品内容（名称、ブランドネーム、特殊内容）
- ・ 受入れ日
- ・ 数量と梱包内容（例：12オンスのボトル等）
- ・ 輸送者の名称と連絡先（電話、ファックス、eメール等）

### 2) 出荷者としての、配達先の情報を明確にする

- ・ 名称、住所、連絡先（電話、ファックス、eメール等）
- ・ 商品内容（名称、ブランドネーム、特殊内容）
- ・ 出荷日
- ・ 数量と梱包内容
- ・ 輸送者の名称と連絡先（電話、ファックス、eメール）
- ・ 出荷した貨物のすべてのロットごとに使用した原料の由来等を特定できる情報

### 3) 輸送業者は、荷受者とそれを届けた配送先の名称に以下の情報を加える

- ・ 発地と着地
- ・ 荷受けした日時と受け渡した日時
- ・ 輸送量
- ・ 輸送した貨物内容
- ・ 輸送した経路
- ・ また積替えが行われた場合はその地点

記録の義務はあるものの、どのような形式で（紙、データ等）あるいは、どのような書式でという規定はなく自由である。しかし、一方、食品医薬品局等が提出を求めた場合（食品に安全上の危惧が生じる可能性が出た場合等）、記録ができるだけ早急に（要請があつてから 24 時間以内）提示される必要がある。

**【表 9 - 2】 記録の保持期限**

		製造者等 (輸送業者以外)	輸送業者
商品価値や味が保たれる期間あるいは廃棄までの期間	60 日以内	6 ヶ月	6 ヶ月
	60 日から 6 ヶ月	1 年	1 年
	6 ヶ月以上	2 年	1 年

出所：米国食品医薬品局

*What you need to know about Establishment and Maintenance of Records*